

奈良県告示第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和四年九月十六日

奈良県知事 荒井正吾

退任役員の名、氏名及び住所

理事 中岡 總夫

大和高田市大字市場四〇九